

『平成25法人税等事績 申告漏れ・追徴等大幅に減少』

国税庁は今般、平成25事務年度の法人税等の調査事績を取りまとめた。大口・悪質な不正計算が想定される9万1千件（前年比97.2%）について実地調査。うち、法人税の非違は6万6千件（同96.8%）であったが、その申告漏れ所得金額は7,515億円（同75.2%）、追徴税額は1,591億円（同75.8%）と大幅な減少を見せた。また、法人税との同時調査等として行った8万7千件（同98.1%）の法人消費税の調査では、非違4万9千件（同98.3%）、追徴税額は378億円（同79.7%）であった。源泉徴収義務者については、11万7千件（同86.0%）を実施。源泉所得税等の非違があった者は3万2千件（同95.8%）で、追徴税額は254億円（同89.0%）となった。

調査は稼働無申告法人約3千件（同72.1%）に対しても行われ、法人税34億円（同60.8%）、消費税35億円（同79.5%）を追徴。さらに海外取引法人等に対する調査では、海外取引等に係る非違約3千件（同102.1%）、申告漏れ所得金額1,783億円（同72.7%）を把握した。このほか、海外取引等に係る源泉所得税等で計30億円（同69.5%）、不正に消費税の還付金を得ていた法人から計7億円（同54.7%）を追徴課税した。

『平成26年高年齢者の雇用状況 中小企業で対応進む』

改正高年齢者雇用安定法の施行に伴い、高年齢労働者の雇用促進が進んでいる。

今回、厚生労働省から公表された平成26年「高年齢者の雇用状況」によると、高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は89.1%（大企業で99.5%、中小企業で98.0%）に達しており、ほぼ達成した感がある。一方、希望者全員が65歳以上まで働ける企業は71.0%にとどまっている。大企業では51.9%であるのに対し、中小企業では73.2%となっており、中小企業の方が高年齢労働者が働きやすいことがうかがわれる。また、70歳以上まで働ける企業については、大企業では11.8%であるのに対し、中小企業ではすでに19.8%でそのような制度が導入されている。60歳定年企業における定年到達者のうち、継続雇用された者は81.4%、継続雇用を希望しなかった者は18.3%、継続雇用を希望したにも関わらず雇用されなかった者は0.3%となった。

社会保障費の増加を理由に、年金支給開始年齢のさらなる引上げの議論も出始めている中、高年齢労働者の雇用はほぼ「国策」のようになっている。避けては通れない道だけに、いかにこの制度をうまく活用するかが企業の人事政策上、大きな鍵となるだろう。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。